

# 株式会社菊水ロマン館生産者協議会 規約

**目的** 第1条 この会は、自己の生産した商品を安全に消費者に提供する為、(株)菊水ロマン館(以下「ロマン館」という)に出荷し都市と農村の交流を図りながら所得の向上と町の活性化に寄与することを目的とする。

**名称** 第2条 この会の名称は、菊水ロマン館生産者協議会(以下会という)と称する。

**事業** 第3条 この会は、第1条の目的達成の為次の事業を行う。  
(1) ロマン館への出荷調整及び品質管理に関すること。  
(2) 農産物・加工品・手工芸品等の生産技術向上のための研修会、講習会等の開催に関すること。  
(3) 新規作物(品種)・加工品・手工芸品導入等調査研究に関すること。  
(4) 流通対策に関すること。  
(5) 来館者(消費者)との情報交換・交流活動に関すること。  
(6) 会員相互の親睦を深め、生きがい農業推進に関すること。  
(7) 各種イベントの開催に関すること。  
(8) 会員の所得向上、ロマン館の発展向上のための必要事項。  
(9) 対面販売の実践に関すること。  
(10) その他必要事項に関すること。

**会員** 第4条 会員は、ロマン館への農産物等出荷登録者(家族も含む)で、この規約等を遵守でき入会金及び年会費を納入した者をもって組織する。

**役員** 第5条 この会に、次の役員を置く、但し役員数は、下記の以内とする。  
会長1名 副会長2名 幹事5名 監事2名 顧問若干名  
(1) 会長は、会務を総括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。  
(3) 幹事は、会長、副会長を補佐し第3条の職務を遂行する。  
(4) 監事は、会計を監査し、総会においてその運営状況を報告する。

**役員選出** 第6条 役員を選任は、会員の互選とする。

**役員任期** 第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

**会議等** 第8条 この会議は、通常総会、臨時総会、役員会とする。  
(1) この会の会議は、会長が必要に応じ召集し、これを開催するものとする。  
(2) 総会は、会員の2/3以上の出席(委任状も含む)をもって成立する。  
(3) 議事は、1/2以上の賛同をもって決定する。

**品質委員会** 第9条 この会に品質委員会を置く  
(1) 品質委員会は、生産者協議会会員、ロマン館職員、役場職員、作物指導者の中から、会長が任命する。

## 品質委員会の任務

第10条  
品質委員会は、出荷要項を作成し出荷商品の検査を行い、商品として相応しくない物は出荷指導を行う。  
(1) 品質管理委員会は、出荷要項(別に定める)に違反する出荷者については、出荷停止等の措置をとる。又、出荷指導に従わない出荷者についても同様とする。

## 出荷停止の通知及び出荷停止期間

第11条 出荷停止の期間は、1週間以上1年以内とし、会長名で文書をもって行う。

**経費** 第12条 この会の運営上必要な経費は、入会金、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。  
(1)途中で脱会した場合においても入会金、会費は一切、返却しないものとする。

**慶弔費** 第13条 香典代として会員本人の場合5,000円、会員の配偶者の場合3,000円、ロマン館従業員本人の場合5,000円、従業員の配偶者の場合3,000円とする。

**事業年度** 第14条 この会に事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

**事務局** 第15条 この会の事務局はロマン館内に置く。

**雑則** 第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

付則

この規約は、平成9年3月18日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から一部改正し施行する。

この規約は、平成12年5月24日から一部改正し施行する。

この規約は、平成16年5月31日から一部改正し施行する。

この規約は、平成18年5月31日から一部改正し施行する。